

# 高校授業料の無償化

## を受けるには、 手続きが必要です！



こうとうがっこうとう しゅうがくしえんきん

こうこうせいとう りんじしえんきん

**「高等学校等就学支援金」と「高校生等臨時支援金」**の

申請をしてください！どちらかの制度で認定となった場合、

**令和7年4月から令和8年3月までの授業料が無償となります。**

● 無償になるのは**授業料のみ**です。その他の学校諸費等は無償にはなりません。 ● 返済の必要はありません。

🔍 「就学支援金」及び「臨時支援金」は、どちらも高校授業料の無償化の制度です。高校の授業料を、国が生徒に代わって負担します。

💡 申請いただいた後、「就学支援金」→「臨時支援金」の順に審査をします。  
世帯年収約910万円未満の世帯の生徒は、就学支援金で「認定」となります。  
世帯年収約910万円以上の世帯の生徒は、就学支援金で「不認定」となりますが臨時支援金で「認定」となります。

**就学支援金で「認定」**  
(就学支援金により無償化)

就学支援金で「不認定」  
→ **臨時支援金で「認定」**  
(臨時支援金により無償化)

0円

910万円

世帯年収(めやす)

# ⚠️ 必ず申請をしてください!!

**申請期限までに申請しなかった場合は、  
授業料をご負担いただくこととなります。**

**申請期限: 令和7年7月16日(水)まで**

- 申請は、**オンライン**でしていただきます。  
詳しい申請方法は、**裏面**をご確認ください。
- 審査結果は9~10月頃に学校を通じてお知らせします。

# 申請の流れ

「就学支援金」及び「臨時支援金」の申請は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」で、**オンラインにより申請**をしていただきます。

## 1. ログイン

右のQRコードを読み込み、「ログインID通知書」に記載されているIDとパスワードでe-Shienにログインします。  
(※「ログインID通知書」は、学校より配付されます。)



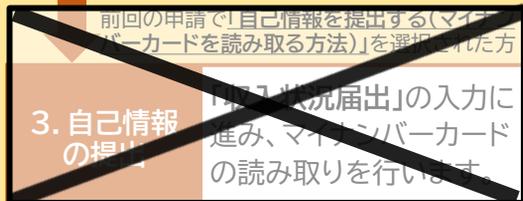
これまで就学支援金の認定を受けていた方

## 2. 継続意向登録

継続して**就学支援金**を受けたいか・受けないかを選択します。

**※受けない場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

その他の方



↑今回の申請では本校に該当者はいません

## 2. 意向登録

これまで就学支援金の認定を受けていない方  
(申請していない方や不認定、資格消滅となっていた方)

**就学支援金**を申請するか・しないかを選択します。**※申請しない場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

## 3. 認定申請

① 所得確認の対象となる保護者等についての情報を入力します。  
② 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。登録方法は、以下の3つから選べます。

マイナンバーカードを読み取る      マイナンバーを画面上に入力する      マイナンバーカードの写し等を紙で提出する

## 4. 臨時支援金の意向登録

**臨時支援金**を申請するか・しないかを選択します。

**※申請しない場合は、授業料をご負担いただく可能性があります。**

■ 上記手順の1～3が就学支援金の申請、4が臨時支援金の申請です。

■ 申請方法については、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)マニュアル」をご参照ください。  
(マニュアルは、大阪府HP(右のQRコード)より閲覧できます)

■ オンラインでの申請以外に書類の提出が必要な場合(マニュアルを参照)は、配付した封筒に入れて、**本紙表面の申請期限までに**、学校事務室に提出してください。

■ インターネット環境のない場合、紙での申請も可能です。学校事務室までご連絡ください。



## ☑ 税の申告はお済みですか？

○ 今回の申請では、令和6年1月～令和6年12月の収入に基づく**令和7年度の税情報**が必要です。  
**まだお済みでない場合は、必ず税の申告をしてください！**

## ☑ 「保護者等」の考え方について

○ 所得確認の対象となる方のことを「保護者等」と呼びます。どなたが「保護者等」に該当するのかは、次の順で判断してください。

### ① 親権者

- 親権者が2名いる場合は、2名について所得確認をします。世帯主のみではありません。
- 再婚の場合は、養子縁組をされない限り、親権者は1名です。(実親同士の再婚を除く)

①がない場合

### ② 未成年後見人

家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限ります。

①、②がない場合

### ③ 主たる生計維持者

親権者や未成年後見人がおらず、生徒を扶養している方がいる場合は、その方を「主たる生計維持者」とします。

①、②、③がない場合

### ④ 生徒本人

生徒本人の収入で生活している場合や、生徒が児童養護施設や里親のもとで養育されている場合は、生徒本人を「保護者等」とします。

○ 在学中、離婚・死別・養子縁組などにより、**保護者等に変更があった場合は、学校にご連絡ください。**